

議第 3 号

高島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市長 今 城 克 啓

高島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 高島市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 6 条第 5 項中「行政職給料表」を「医療職給料表(3)」に、「7 級」を「6 級」に改め、「および同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」を削る。

第 1 1 条中第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 4 号から第 1 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 地域手当

第 1 4 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「前項第 1 号および第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族について」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 3, 0 0 0 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については」に改め、「、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 0, 0 0 0 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 5 条を次のように改める。

第 1 5 条 削除

第15条の次に次の見出しおよび2条を加える。

(地域手当)

第15条の2 地域手当は、全ての職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

第15条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

2 人事交流等により市の地域以外の地域に在勤する職員については、当該地域における民間の賃金水準および物価等に関する事情を考慮して市長が別に定めるところにより地域手当を支給することができる。

第16条第1項および第2項を次のように改める。

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 第18条第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を1

1, 000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第17条第1項第1号中「有料の道路（以下この項および次項）」を「有料の道路（以下この条）」に、「料金（以下この項および次項）」を「料金（以下この項および次項）」に、「、著しく」を「著しく」に改め、同条第2項第1号中「以下この号」を「次項および第4項」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号および第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を「前2号に定める額」に改め、同条中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号および次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第18条第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に、「直前に」を「直前の」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第24条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「8,000円」を「12,000円」に改め、「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削り、同項第2号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第25条第4項中「の月額」の次に「ならびにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「の月額」の次に「およびこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第26条第3号および第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第27条第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第28条第2項第1号および第3項中「の月額」の次に「およびこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第29条第1項中「および第13条から第16条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には」を「、第13条および第14条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第13条、第14条、第15条の3第1項および第16条の規定は短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）については、」に改める。

第31条中「、初任給調整手当」を「ならびに初任給調整手当、給料の月額に対する地域手当」に改める。

第34条第2項から第5項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第36条第1項本文中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加え、「および勤勉手当」を「、勤勉手当および退職手当」に改め、同項ただし書中「第22条の5第1項」の次に「もしくは第2項」を加え、「住居手当」を「退職手当」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

(高島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 高島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年高島市条例第334号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「ほか、」の次に「地域手当および」を加える。

第8条第1項中「第16条まで」を「第14条まで、第16条」に改め、同条第2項中「から第16条まで」を「、第14条、第16条」に改める。

(高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当および費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当および費用弁償に関する条例(令和元年高島市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該月額」を「基準月額」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号の基準月額とは、同項各号に定めるところにより計算した額に、給与条例第15条の2第2項に規定する率を超えない範囲内で規則で定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。

第10条第1項中「扶養手当の月額」の次に「ならびにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第10条の2第1項中「給料の月額」の次に「およびこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第12条第1号中「報酬の月額」を「第3条第1項第1号に定める額」に改め、同条第2号中「報酬の日額」を「第3条第1項第2号に定める額」に改める。

第13条中「つき、」の次に「前条に規定する」を加える。

(高島市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 高島市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成22年高島市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、「および勤勉手当」を「、勤勉手当および退職手当」に改める。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の次に次の見出しおよび1条を加える。

(地域手当)

第6条の2 地域手当は、全ての職員に支給する。

第7条を次のように改める。

第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するたに住宅を借り受け、家賃を支払っている職員
- (2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているものまたはこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして管理者が指定するもの

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、単身赴任手当は、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他同項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して支給する。

第15条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条の次に次の見出しおよび1条を加える。

(退職手当)

第17条の2 退職手当については、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例(昭和58年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第3号)の定めによる。

第23条を次のように改める。

(特定の職員についての適用除外)

第23条 第5条および第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項により採用された職員について、第5条から第7条までの規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員については、適用しない。

(高島市水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第5条 高島市水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年高島市条例第271号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「通勤手当」の次に「、単身赴任手当、特殊勤務手当」を加え、「および勤勉手当」を「、勤勉手当および退職手当」に改める。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の次に次の見出しおよび1条を加える。

(地域手当)

第6条の2 地域手当は、全ての職員に支給する。

第7条を次のように改める。

第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を払っている職員
- (2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているものまたはこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして管理者が指定するもの

第8条の次に次の見出しおよび2条を加える。

(単身赴任手当)

第8条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合のほか、単身赴任手当は、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他同項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第8条の3 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職

員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第15条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条の次に次の見出しおよび1条を加える。

（退職手当）

第17条の2 退職手当については、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（昭和58年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第3号）の定めによる。

第23条を次のように改める。

（特定の職員についての適用除外）

第23条 第5条および第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項により採用された職員について、第5条から第7条までの規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員については、適用しない。

（高島市下水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第6条 高島市下水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成28年高島市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「通勤手当」の次に「、単身赴任手当、特殊勤務手当」を加え、「および勤勉手当」を「、勤勉手当および退職手当」に改める。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の次に次の見出しおよび1条を加える。

（地域手当）

第6条の2 地域手当は、全ての職員に支給する。

第7条を次のように改める。

（住居手当）

第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員
- (2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているものまたはこれらのものと権衡上必要

があると認められるものとして管理者が指定するもの
第8条の次に次の見出しおよび2条を加える。

(単身赴任手当)

第8条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、単身赴任手当は、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他同項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第8条の3 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第13条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第15条の次に次の見出しおよび1条を加える。

(退職手当)

第15条の2 退職手当については、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例(昭和58年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第3号)の定めによる。

第21条を次のように改める。

(特定の職員についての適用除外)

第21条 第5条および第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項により採用された職員について、第5条から第7条までの規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員については、適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中高島市職員の給与に関する条例第26条第3号、第26条第4号、第27条第1項第1号および第27条第3項第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において高島市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1および別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項および同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間において、この条例による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害を有する者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、新給与条例第15条の2第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 市長は、前項の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手当の割合が令和10年4月1日以降に適用される新たな地域手当の割合への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、地域手当の割合の変更に伴う職員の生活への影響および当該変更に必要な原資を考慮しつつ、地域手当の割合の段階的な変更が行われるようにしなければならない。
- 7 切替日から令和10年3月31日までの間における新給与条例第15条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条または付則第5項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条または同項」とする。

(通勤手当および単身赴任手当に関する経過措置)

- 8 新給与条例第17条第3項および第18条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、この条例による新給与条例第26条第3号もしくは第26条第4号、第27条第1項第1号または第27条第3項第1号の規定を適用するときは、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。
- 11 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もし

くは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

- 1 2 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）ならびにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、新給与条例第27条第1項（第1号に係る部分に限る。）および第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（高島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 1 3 高島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年高島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条の表第29条第1項の項中欄中「から」を「、第14条、第15条の3第1項および」に改め、同項右欄中「第15条」を「第15条の3第1項」に改める。

（規則への委任）

- 1 4 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則別表 号給の切替表（付則第2項関係）